

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成30年12月6日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本 仁 君
庶務議事課長	野島 貴夫 君
庶務議事課長補佐	田上 洋子 君
庶務議事課長補佐	飯田 晴男 君

平成30年第4回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12月6日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (61号～75号) ○提案者説明 ○議案上程 (諮問28号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程(2号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○休会の件 ○散 会
第2日	12月7日	金	休 会	○議案調査
第3日	12月8日	土	休 会	
第4日	12月9日	日	休 会	
第5日	12月10日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会

第6日	12月11日	火	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第7日	12月12日	水	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第8日	12月13日	木	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○議 案 上 程 (61号~75号) ○質 疑 ○委 員 会 付 託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	12月14日	金	休 会	○総務常任委員会
第10日	12月15日	土	休 会	
第11日	12月16日	日	休 会	
第12日	12月17日	月	休 会	○教育民生常任委員会
第13日	12月18日	火	休 会	○産業建設常任委員会
第14日	12月19日	水	休 会	議 事 整 理

第15日	12月20日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none">○開 議○議案上程 (61号～75号)○各委員長報告○委員長に対する質疑○討 論○採 決○閉会中の事務調査の件○閉 会
------	--------	---	-------	--

平成30年第4回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成30年12月6日(木)午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 4. 議案第62号 牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11. 議案第69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12. 議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13. 議案第71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14. 議案第72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15. 議案第73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第16. 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第17. 議案第75号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18. 諮問第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19. 決議案第2号 本市の観光振興に関する決議について

日程第20. 休会の件

午前10時03分開会

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（板倉 香君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番秋山 泉君、3番尾野政子君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第61号ないし議案第75号の15件、諮問第28号の1件、決議案第2号の1件、陳情第2号の1件であります。

陳情第2号の1件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定より専決処分した、報告第19号ないし報告第24号の6件について、同条第2項の規定により報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第3回定例会において可決されました教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書、公共交通空白地有償運送事業者等に対する茨城県の支援の拡充についての意見書の2件につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へそれぞれ提出いたしましたので報告いたします。

次に、会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



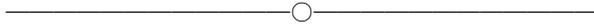
会期の決定

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第61号ないし日程第17、議案第75号の15件を一括議題といたします。



議案第61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

議案第62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第74号 損害賠償の額を定めることについて

議案第75号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日、平成30年第4回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

また、先ほど利根川議員にも表彰されましたこと、改めてお祝い申し上げたいと思います。

議案の説明に先立ちまして、2点ほど皆様に御報告したいと思います。

去る11月2日に、私は、市長室を訪れたオエノンホールディングス株式会社の役員と面会し、同取締役会が牛久シャトーの飲食、物販事業からの年内をもつての退散、撤退をする決定をされたことを告げられました。同社の決定につきましても私が会社から知らされたのはこのときが初めてでございまして、牛久シャトーは明治期からの当市のランドマークであり、文化的、経済的にも非常に重要な施設でございました。

何かと現在の営業形態を守るべきだという声が多く、市民や団体、関係者から寄せられております。私も皆さんと全く同じ思いでございまして。オエノンホールディングス株式会社の営業継続を求める嘆願書が、既にきょう現在で200以上を超えるものと報告されております。まだまだふえる見込みでございまして、また、市民の皆様の間では署名活動も始まっていると伺っております。国会議員、そして茨城県知事、周辺自治体の首長からもこのような活動の際、御助言などありがたい言葉をいただいております。私はオエノンホールディングス株式会社の代表取締役社長に直接会って、牛久市の皆さんの思いとともに牛久シャトーの営業継続を訴え、これからの市のかかわりが重要であることもあわせて伝えてまいりたいと思っております。そのための同社との接触を、現在も継続中でございます。

牛久シャトーは年内明け以降も今のとおりの営業を行い、甲州市との共同によって来年春には日本遺産として認定され、大きく輝くということが私の描く将来像ではございましたが、議員の皆さんにおかれましても、力強い御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、エスカード牛久ビル内の旧イズミヤビル内の譲渡交渉につきましては、現在エイチ・ツー・オーアセットマネジメントと7,000万円程度の交渉を継続しており、金額が決まり次第債務負担行為を設定する補正予算の計上を行うこととなります。また、牛久都市開発株式会社の敷金返済につきましては、地権者から同社へ敷金返済法を確定させるとともに、敷金不足に備え、金融機関へ金融の申し入れを行っておりますが、大変厳しい状況でございます。

牛久都市開発株式会社がイズミヤへ返還する敷金に不足金が生じる場合には、同社から市に対し支援の申し入れが考えられます。その際には、市議会3月定例会において補正予算を計上していただくことが想定されますので、御理解のほど賜りたいと思っております。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、条例の改正、補正予算、協定書の変更、損害賠償の額を定めること、人事案件など全部で16件でございます。

それでは、人事案件を除く議案につきまして御説明申し上げます。

議案第61号は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてでございます。

本件は、工業標準化法の改正に伴い、文言の改正その他引用条項の整理等を行うものでございます。

議案第62号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、人事院勧告に基づき、一般職の勤勉手当の率の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について、平成30年度からの支給月数を年0.05月引き上げるものでございます。

議案第63号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、人事院勧告に基づき、平成30年4月に遡って、給与月額を平均0.2パーセント引き上げるものでございます。あわせて勤勉手当についても、平成30年度からの支給月数を年0.05月引き上げるものでございます。

議案第64号は、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成31年度から3年間にわたって、企業誘致奨励金の交付が各年度約4億円に増大すると見込まれることに伴い、その財源を計画的に確保するため改正するものでございます。

議案第65号は、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、牛久市立中根小学校内に設置している第一幼稚園を、ひたち野地区に移転新築することに伴い、設置位置及び定員について改正するものでございます。

議案第66号は、牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、土地改良法の改正に伴う引用条項の改正等を行うものでございます。

議案第67号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、牛久運動公園に設置する武道館を有料公園施設に加え、市民の健康スポーツ施設としてより一層の利用者の増加を図るため改正するものでございます。

議案第68号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に8億5,595万3,000円を追加し、予算の総額を288億8,110万8,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、市税につきましては、本年度収入見込みの増額に伴う、固定資産税の増額計上でございます。

国庫支出金につきましては、ひたち野うしく中学校建築事業に対する公立学校施設整備費国庫負担金の増額に伴う、教育費国庫負担金の増額計上等でございます。

県支出金につきましては、民間保育園に対する事故防止推進事業補助金等の計上に伴う民生費県補助金の増額、及び茨城県機構集積協力金交付事業費補助金の計上等に伴う農林水産業費県補助金の増額計上等であります。

繰入金につきましては、今回の補正予算調製に伴い、不足する財源を財政調整基金から繰入れるものでございます。

市債につきましては、橋梁改修事業費の増額に伴う市債発行見込額の増額及びひたち野うしく中学校建設

事業について、国庫負担金等の財源が増加となったことに伴う市債発行見込みの減額でございます。

次に、歳出の主なものとしては、民生費のうち児童福祉費につきましては、民間保育園における業務効率化推進事業及び事故防止推進事業に対する補助金の計上でございます。

農林水産業費のうち、農業費につきましては、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金の計上等でございます。

商工費につきましては、企業誘致事業等推進基金積立金を増額するものであり、当該基金積み立てにつきましては、平成31年度以降、企業誘致奨励金の増加が見込まれることから、その財源を計画的に確保し、対応するため積み立てを行うものでございます。

教育費のうち保健体育費につきましては、牛久運動公園プールのドーム上屋の解体費を計上するものでございます。

第2表の繰越明許費につきましては、9事業について本年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するための設定でございます。

第3表の債務負担行為につきましては、平成31年度4月1日以降における公共施設の管理業務及び機器等の保守業務等に関する準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第69号は、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に7,394万8,000円を追加し、予算の総額を86億1,207万6,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、今年度の収入見込みに基づく国民健康保険税の減額を行うものでございます。

また、繰入金につきましては、補正予算調製に伴う不足財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出につきましては、前年度の精算に基づく償還金の計上等を行うものでございます。第2表の債務負担行為につきましては、平成31年度における国保月報・調整交付金システム保守業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第70号は、平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、歳出予算において、職員給与関係経費の増額及び公債費の減額を行うものでございます。

第2表の繰越明許費につきましては、9事業において本年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するための設定でございます。

第3表の債務負担行為につきましては、平成31年度4月1日以降における公共下水道水質分析調査業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第71号は、平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の予算額に947万4,000円を追加し、予算の総額を55億4,721万5,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、歳出予算において職員給与関係経費の増額を行うものであり、その全額を一般会計から繰り入れるものでございます。

第2表の債務負担行為につきましては、平成31年度4月1日以降における地域包括支援センター運營業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第72号は、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に4,717万6,000円を追加し、予算の総額を16億3,617万6,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、歳出予算において、前年度の精算に基づき後期高齢者医療費負担金を追加負担するものであり、その全額を一般会計から繰り入れるものでございます。

第2表の債務負担行為につきましては、平成31年度4月1日以降における公金収納情報データ作成業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第73号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書でございます。

本件は、龍ヶ崎市及び牛久市との間で平成14年12月19日に締結いたしました公共施設の相互利用に関する協定につきまして、龍ヶ崎市市街地活力センター「まいん」が本年10月31日をもって閉館したことから、相互利用の対象から除外するものでございます。

議案第74号及び議案第75号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、平成27年3月2日午後3時25分ごろ、牛久市ひたち野東5丁目5番地1付近の交差点において、保健福祉部高齢福祉課嘱託職員の運転する公用車が交差点を右折する際、直進してきた車両に気づかず進行し、被害者車両を転倒させ、公用車と接触したことで、運転者及び同車両を損傷し、損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

以上が、条例の改正、補正予算等の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第18、諮問第28号を議題といたします。



諮問第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 諮問第２８号は、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについてであります。

本件は、現人権擁護委員であります一石昭子氏が、平成３１年３月３１日をもって任期満了となるため、一石氏を引き続き推薦しようとするものであります。

一石氏は、見識、人格ともにすぐれ、また、広く社会の実情に通じ、これまでの熱心な活動から、人権擁護委員として適任者であることを確信し、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、諮問第２８号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で諮問第２８号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第２８号については、会議規則第３７条第３項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第２８号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、諮問第２８号について採決いたします。

諮問第２８号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案は可とすることに決しました。

次に、日程第１９、決議案第２号についてを議題といたします。

決議案第2号 本市の観光振興に関する決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番山越 守君。

〔17番山越 守君登壇〕

○17番（山越 守君） 本市の観光振興に関する決議案。決議案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

本年11月1日新聞紙上に、突然、「牛久シャトーが本年末をもって飲食事業と物販事業から撤退する」との記事が掲載された。

市長は、「牛久シャトーが本市の観光拠点の一つであるだけに、市民の思いをしっかりと伝える」とコメントしているが、牛久シャトーは年間40万人が訪れる本市屈指の観光スポットであり、牛久シャトーの飲食事業と物販事業からの撤退は、観光客の激減は無論のこと、本市の経済や活力の低下を招来することは必定である。

したがって、今回の牛久シャトーの飲食事業と物販事業からの撤退を一民間企業の問題と片づけるのではなく、本市の観光振興の観点から捉え、飲食事業と物販事業の継続と復活に向けて、本市が可能な限りの支援策を講じるべきと判断する。

以上、決議する。

以上が提案理由の説明であります。御賛同のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、討論を終結いたします。

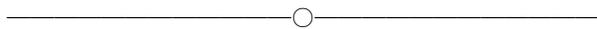
これより、決議案第2号について採決いたします。

決議案第2号、本市の観光振興に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、決議案第2号は可決とされました。

次に、日程第20、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） あす12月7日ないし9日は、議案調査及び土日のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、あす12月7日ないし9日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時30分散会